

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げるもののうち、電波法に規定する「無線局」の定義として正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許人及び無線設備の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A - 2 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載される事項に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 免許人の住所
- 2 無線局の目的
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 無線局の種別
- 5 無線設備の工事設計

A - 3 アマチュア局の免許人が、その局についてあらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのは、どの場合か、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その局の受信設備の全部を変更しようとするとき。
- 2 非常通信を行おうとするとき。
- 3 その局の運用を6箇月以上休止しようとするとき。
- 4 通信事項を変更しようとするとき。

A - 4 無線設備の設置場所の変更の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 当該変更の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 無線設備の設置場所の変更後、総務大臣に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 4 新たな無線設備の設置場所において運用を再開する旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 総務大臣の検査を受け、当該変更の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。

A - 5 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の □ A □、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する □ B □ が、総務省令で定める限度を超えて他の □ C □ に支障を与えるものであってはならない。

- | A | B | C |
|---------|-----------|---------|
| 1 偏差及び幅 | 電波又は高周波電流 | 無線設備の機能 |
| 2 偏差又は幅 | 電波 | 無線局の運用 |
| 3 偏差 | 電波又は高周波電流 | 無線局の運用 |
| 4 幅 | 電波 | 無線設備の機能 |

A - 6 次の記述は、「スプリアス発射」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「スプリアス発射」とは、□A外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射□Bを含み、□Aに近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものとする。

- | A | B |
|----------|--------------|
| 1 送信周波数帯 | 及び相互変調積 |
| 2 送信周波数帯 | 、寄生発射及び相互変調積 |
| 3 必要周波数帯 | 及び寄生発射 |
| 4 必要周波数帯 | 、寄生発射及び相互変調積 |

A - 7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧□A又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□B以上のものでなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □Bに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□C以外の者が出入りしない場所にある場合

- | A | B | C |
|----------|---------|-------|
| 1 300ボルト | 2.5メートル | 無線従事者 |
| 2 300ボルト | 3メートル | 取扱者 |
| 3 350ボルト | 2.5メートル | 取扱者 |
| 4 350ボルト | 3メートル | 無線従事者 |

A - 8 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、どのような条件に適合するものでなければならぬか、無線設備規則に規定されているものを下の番号から選べ。

- 1 発振周波数とその精度を確かめる試験機器によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- 2 水晶発振回路により少なくとも12時間動作させて、その発振周波数の安定度が確認されているものであること。
- 3 水晶発振回路により少なくとも24時間動作させて、その発振周波数の安定度が確認されているものであること。
- 4 発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。

A - 9 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□Aについては、この限りでない。

- (1) 免許状に□Bであること。
 - (2) 通信を行うため□Cであること。
- Dに違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | A | B | C | D |
|------------------------|-------------|---------|---------|
| 1 遭難通信 | 記載されたものの範囲内 | 必要最小のもの | の(1)の規定 |
| 2 遭難通信 | 記載されたもの | 十分なもの | の規定 |
| 3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 記載されたものの範囲内 | 十分なもの | の(1)の規定 |
| 4 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 記載されたもの | 必要最小のもの | の(2)の規定 |

A - 10 次の記述は、アマチュア局が呼出しを行う場合における呼出しの簡易化について無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

空中線電力 50 ワット以下のモールス無線電信を使用して呼出しを行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるときは、呼出事項のうち、□A□の送信を省略することができる。
の規定により □A□の送信を省略した無線局は、その通信中 □B□を送信しなければならない。

- | A | B |
|----------------|-------------------------|
| 1 DE及び自局の呼出符号 | 少なくとも1回以上自局の呼出符号 |
| 2 DE及び自局の呼出符号 | できる限り2回自局の呼出符号 |
| 3 相手局の呼出符号及びDE | 相手局の呼出符号1回 |
| 4 相手局の呼出符号及びDE | できる限り5分間の間隔を置いて相手局の呼出符号 |

A - 11 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。
- その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 空中線電力を低下しなければならない。
- 直ちにその発射を中止しなければならない。

A - 12 次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□A□場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、□B□、交通通信の確保又は□C□のために行われる無線通信をいう。

- | A | B | C |
|--------------------|----------|----------|
| 1 発生した | 災害の救援 | 電力の供給の確保 |
| 2 発生した | 電力の供給の確保 | 秩序の維持 |
| 3 発生し、又は発生するおそれがある | 災害の救援 | 秩序の維持 |
| 4 発生し、又は発生するおそれがある | 財貨の保全 | 電力の供給の確保 |

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を□A□させなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□B□しなければならない。

- | A | B |
|----------|--------|
| 1 臨時に発射 | その旨を通知 |
| 2 臨時に発射 | の停止を解除 |
| 3 試験的に発射 | その旨を通知 |
| 4 試験的に発射 | の停止を解除 |

A - 14 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線局の無線設備の操作に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者
- 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 日本の国籍を有しない者

A - 15 次の記述は、無線局の免許の取消しについて電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) □ A □、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は □ B □ の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □ C □ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 届出をしないで	無線設備の変更の工事	電波の発射
2 届出をしないで	工事設計の変更	無線局の運用
3 正当な理由がないのに	無線設備の変更の工事	無線局の運用
4 正当な理由がないのに	工事設計の変更	電波の発射

A - 16 次の記述は、免許人が届け出なければならない事項について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

移動するアマチュア局の免許人は、その局の無線設備の □ A □ ときは、□ B □、その旨を文書によって、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出なければならない。

A	B
1 常置場所を変更しようとする	あらかじめ
2 常置場所を変更した	できる限り速やかに
3 移動体を変更しようとする	あらかじめ
4 移動体を変更した	できる限り速やかに

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 6,765kHz ~ 7,000kHz
- 2 7,000kHz ~ 7,100kHz
- 3 7,100kHz ~ 7,300kHz
- 4 7,300kHz ~ 7,350kHz
- 5 7,350kHz ~ 7,400kHz

A - 18 次の記述は、すべての無線局に対して禁止されている伝送について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

すべての局は、□ A □ 伝送、□ B □ 信号の伝送、□ C □ 又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第519条（局の識別）に定める例外を除く。）。

A	B	C
1 不要な	過剰な	虚偽の
2 不要な	不正確な	不明瞭な
3 暗語による	過剰な	不明瞭な
4 暗語による	不正確な	虚偽の

A - 19 次の記述は、アマチュア局の最大電力に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の最大電力は、通信士の技術上の資格及び□A□を考慮して、□B□が定める。

- | A | B |
|------------|----------|
| 1 電波の利用状況 | 関係主管庁 |
| 2 電波の利用状況 | 国際電気通信連合 |
| 3 その局の運用条件 | 関係主管庁 |
| 4 その局の運用条件 | 国際電気通信連合 |

A - 20 次の記述は、アマチュア局の周波数の発射について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の周波数の発射は、この種の局について□A□が許す限り□B□のないものでなければならない。

- | A | B |
|-------------|------------|
| 1 送信装置の特性 | 狭帯域で偏差 |
| 2 送信装置の特性 | 安定でスプリアス発射 |
| 3 無線設備の保守状況 | スプリアス発射 |
| 4 技術開発の状況 | 狭帯域で偏差 |
| 5 技術開発の状況 | 安定でスプリアス発射 |

B - 1 次の記述は、予備免許中の指定事項の変更について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、予備免許を受けた者から□ア□があった場合において、相当と認めるときは、□イ□を□ウ□することができる。

総務大臣は、予備免許を受けた者が□エ□、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□オ□と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | | | | |
|---------------|------|------|-----------|---------------------|
| 1 通信の相手方、通信事項 | 2 延長 | 3 短縮 | 4 工事落成の期限 | 5 混信の除去その他特に必要がある |
| 6 免許の有効期間 | 7 申請 | 8 届出 | 9 識別信号 | 10 電波の規整その他公益上必要がある |

B - 2 次に掲げるもののうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 周波数を許容偏差内に維持すること。
- ウ 十分な指向特性が得られること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B - 3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則の規定により無線局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができるものを1、行うことができないものを2として解答せよ。

- ア 電気通信業務の通信
- イ 電波の規正に関する通信
- ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- エ 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- オ 漁業通信

B - 4 次の記述は、移動するアマチュア局に備え付けておかなければならない書類について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、その無線設備の常置場所に□アを備え付け、かつ、総務大臣が別に□イするところにより、□ウに総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が□エする□オを備え付けなければならない。

- | | | | | |
|--------------------|----------------------------|-------|------|-------|
| 1 電波法及びこれに基づく命令の集録 | 2 無線設備の筐体 ^{きやうたい} | 3 免許状 | 4 証明 | 5 告示 |
| 6 その送信装置のある場所 | 7 免許証 | 8 指定 | 9 証票 | 10 発給 |

B - 5 次の記述は、混信の回避について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

混信を避けるために不要な方向への□ア又は不要な方向からの受信は、□イ可能な場合には、□ウのアンテナの□エをできる限り利用して、□オにしなければならない。

- | | | | | |
|--------------------|-------|----------|------|-------|
| 1 輻射 ^{ふく} | 2 高利得 | 3 業務の性質上 | 4 特性 | 5 効率的 |
| 6 最小 | 7 指向性 | 8 無線技術上 | 9 送信 | 10 利点 |